

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（2019年度）

住 所 大阪市北区芝田一丁目16番1号
 事業者名 阪急電鉄株式会社
 代表者名 代表取締役 杉山 健博

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<車両の整備> 新造車両	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚線に新造車1000系を1編成導入 京都線に新造車1300系を2編成導入 	<ul style="list-style-type: none"> 実施済み 実施済み
改良工事車両	<ul style="list-style-type: none"> 神戸線の7000系1編成に改良工事を施工 宝塚線の7000系1編成に改良工事を施工 	<ul style="list-style-type: none"> 実施済み 実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
 旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<旅客支援（ソフト）> 人員配置の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 全駅において、旅客支援に対応できる駅員を配置し、高齢者、障害者等に向けた支援体制を整えた。引き続き、可能な限り有人対応に資する人員配置を検討する。 	毎年度継続
<旅客支援（ハード）> 駅係員よびだしインターホン (テレビ電話) の設置	<ul style="list-style-type: none"> 2011年度より、係員が他の業務についている場合等に、近隣の有人駅の係員とテレビ電話機能を用いて通話できる設備を設けることで、遠隔地からの旅客誘導を可能にした。引き続き、本インターホンを活用するとともに、障害者への案内方について研究を進めていく。 	毎年度継続

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>〈旅客施設の整備〉 駅構内での自動音声案内の実施</p> <p>音声による情報提供</p>	<p>・関大前駅と園田駅の旅客トイレ更新工事に合わせ、自動音声により、トイレ等の場所を案内できる設備を設けた。</p> <p>・ダイヤ乱れ時には、改札口付近のディスプレイや行先案内表示器のみならず、自動音声（放送）での運行情報を提供している。</p>	<p>2019年度完了</p> <p>毎年度継続</p>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>〈社員教育〉 障害者団体と連携した研修の実施</p> <p>〈資格取得〉 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進</p>	<p>・沿線の障害者支援団体と連携し、運輸部所属の社員向けの研修や講演会を開催する。</p> <p>・運輸部（現業）の社員のサービス介助士資格習得を推進する（取得費用については会社で負担している）。</p>	<p>毎年度継続</p> <p>毎年度継続</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>・交通結節点における施設整備により、移動の連続性に配慮する措置として、大阪市と連携し、大阪梅田駅周辺で接続する交通機関（西日本旅客鉄道、大阪市高速電気軌道、阪神電気鉄道）との間で、案内サイン等の表示を統一する。</p> <p>・移動等円滑化の推進体制として、当社では都市交通事業本部における経営課題等について審議を行うコア事業会議（議長：都市交通事業本部長）を定期的実施しており、必要に応じ、当該会議体の中で進捗確認のほか、所与の課題の解決を図る。（毎年度継続）</p>
--

(3) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	187 編成 1,299 (両)	95 編成 741 (両)	157 編成	0 編成	0 編成	100 編成	187 編成
(合計)	187 編成 1,299 (両)	95 編成 741 (両)	157 編成	0 編成	0 編成	100 編成	187 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	